

# 「第2期船橋市障害福祉計画」

平成21年度⇒平成23年度

船 橋 市

# 目 次

<b>I 第2期障害福祉計画の策定にあたって</b>	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の基本理念	3
<b>II 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス及び 地域生活支援事業の内容</b>	
1 指定障害福祉サービス	4
(1)訪問系サービス	4
(2)日中活動系サービス	5
(3)居住系サービス	7
2 指定相談支援	8
3 地域生活支援事業	9
(1)相談支援事業	9
(2)コミュニケーション支援事業	10
(3)日常生活用具給付等事業	10
(4)移動支援事業	10
(5)地域活動支援センター事業	11
(6)その他の事業	12
<b>III 障害福祉サービス等の提供による平成23年度の目標値</b>	
1 地域生活に移行する施設入所者の数	15
2 地域生活に移行する入院精神障害者の数	16
3 一般就労に移行する福祉施設利用者の数	17
4 国の指針における目標値	19

#### IV 障害福祉サービスの見込み量と市の施策

1 指定障害福祉サービス	20
(1) 訪問系サービス	20
(2) 日中活動系サービスⅠ	22
(3) 日中活動系サービスⅡ	24
(4) 日中活動系サービスⅢ	26
(5) 居住系サービス	28
2 指定相談支援	30

#### V 地域生活支援事業の見込み量と市の施策

(1) 相談支援事業	31
(2) コミュニケーション支援事業	34
(3) 日常生活用具給付等事業	36
(4) 移動支援事業	38
(5) 地域活動支援センター事業	39
(6) その他の事業	41

#### VI 障害福祉計画の推進

1 制度の周知	46
2 制度の円滑な実施	46
3 計画達成状況の点検及び評価	46

# I 第2期障害福祉計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

平成18年に施行された障害者自立支援法は、障害のある人々の自立を支えることを目的としています。その目的を達成するにあたり、市町村と都道府県に対し、国の指針に則して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（障害福祉計画）の作成を義務づけています。

本市においても、障害種別にかかわらず、障害のある人や障害のある子どもの自立した日常生活や社会生活の実現を目指し、本市の障害のある人の数、その障害の状況や取り巻く環境などその他の事情も勘案し、平成18年度に第1期障害福祉計画を策定し、施策の推進を図ってきましたが、この計画が平成20年度で期間満了を迎えることから、それを引き継ぐ第2期計画を策定するものです。

第1期計画においては、国の指針に則して、各年度における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込み量を定めましたが、第2期計画においては、第1期計画期間の実績から見えてきた課題等を踏まえ、また、本計画の上位計画である「第2次船橋市障害者施策に関する計画」との整合を図りながら、真に必要とするサービス見込み量を設定し、施策の推進を図ります。

## 2 計画の位置づけ

本市では、障害のある人が、地域の中で共に暮らす社会の実現を目指す総合的な計画として、「第2次船橋市障害者施策に関する計画」を策定しています。この計画は、平成20年度に障害者基本法に基づいて策定され、計画の期間は、平成20年度から平成26年度までの7か年となっています。

一方、障害者自立支援法において義務づけられた本計画は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の体制の確保を目的とした計画で、「第2次船橋市障害者施策に関する計画」の下位計画に位置づけられます。具体的には、「第2次船橋市障害者施策に関する計画」の第4章「雇用・就業」と第5章「生活支援」に記載されている就労の促進や社会参加の促進、自立支援の充実などを図るため、サービスの見込み量を定めたものです。

## 3 計画の期間

本計画は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、平成21年度から平成23年度までの3年間の見込み量などを定めます。但し、計画期間中であっても実際のサービス必要量と計画の見込み量に大きな差が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 4 計画の基本理念

本計画の基本理念は、障害のある人や障害のある子どもの自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、第1期計画の理念及び「第2次船橋市障害者施策に関する計画」との整合を図ったうえで、次に掲げる3点とします。

### (1) 障害のある人や障害のある子どもの自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害のある人や障害のある子どもが自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

### (2) 障害のある人や障害のある子どもに係るサービスの一元化

障害種別にかかわらず、障害のある人や障害のある子どもが必要とするサービスを利用できるよう、障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、サービスの充実を図ります。

### (3) 地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人や障害のある子どもの自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害のある人や障害のある子どもの生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPOなどによるインフォーマルサービス(法律や制度に基づかない形で提供されるサービス)の提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

## Ⅱ 障害者自立支援法に基づく障害福祉 サービス及び地域生活支援事業の内容

障害福祉サービスと相談支援については、障害者自立支援法第5条に規定されています。障害福祉サービスは、大きく3つに分類されます。地域で暮らす障害のある人や障害のある子どもの生活を支える「訪問系サービス」と昼間の活動の場を提供する「日中活動系サービス」と夜間を過ごす住まいとそこでの支援を提供する「居住系サービス」です。

地域生活支援事業については、障害者自立支援法第77条において、市町村が実施しなければならない事業が定められています。それは、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業です。また上記5事業の他に、市町村の判断により、障害のある人や障害のある子どもが、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な事業を実施することができると定められています。

各サービス及び事業の内容は、以下の通りです。

### 1 指定障害福祉サービス

#### (1) 訪問系サービス

##### 居宅介護(ホームヘルプ)

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

##### 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。対象者は、重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する人です。

## 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。対象者は、知的障害者または精神障害により行動上著しく困難を有し、常時介護を要する人です。

## 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、共同生活介護、短期入所など複数のサービスを包括的にを行います。対象者は、意思疎通に著しい困難を有し、常時介護を要する人です。例えば、重度訪問介護の対象であって、四肢麻痺で寝たきり状態にあり、かつ気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行なっている身体障害者や最重度知的障害者です。

### (2) 日中活動系サービス

#### 児童デイサービス

発達に遅れがあると思われる児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

#### 短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

## 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話などを行います。対象者は、筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者です。

## 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

## 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能、又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練では、身体的リハビリテーションや日常生活上の支援などを行います。生活訓練では、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援を行います。機能訓練の対象者は、地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上などを図るため、一定の支援が必要な身体障害者です。生活訓練の対象者は、地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上などを図るため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者です。

## 就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する人に対し、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。対象者は、一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性に合った職場への就労が見込まれる65歳未満の人です。

## 就労継続支援(A型・B型)

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。A型は、雇用契約に基づく就労の機会を提供します。B型は、雇用契約を結ばないが、就労や生産活動の機会を提供します。A型の対象者は、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能である65歳未満の人です。B型の対象者は、A型の対象にはならないが、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人です。

### **(3) 居住系サービス**

#### **共同生活介護(ケアホーム)**

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。対象者は、生活介護や就労継続支援などの日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴などの介護や日常生活上の支援を必要とする人です。

#### **共同生活援助(グループホーム)**

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。対象者は、就労や就労継続支援などの日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談などの援助が必要な人です。

#### **施設入所支援**

施設に入所する人に対して、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。対象者は、生活介護利用者や自立訓練と就労移行支援を利用しており、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人です。

## 2 指定相談支援

指定相談支援は、後述する障害者相談支援事業とは区別されます。指定相談支援の内容は、生活全般の相談、情報提供、サービス利用計画の作成、サービス担当者会議の開催、サービス事業者との連絡調整、モニタリングなどです。

対象者は、障害福祉サービス(重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、旧法施設支援(入所)、自立訓練、共同生活援助を除く。)を利用する支給決定者などで、下記の①から③に該当する人です。

- ①施設入所・入院生活から地域生活へ移行するため、一定期間集中的な支援を必要とする人
- ②単身生活者で、次の状態にあるために、計画的な支援を要する人
  - ・知的障害や精神障害のため、自ら適切なサービス調整ができない
  - ・極めて重度な身体障害のため、サービス利用に必要な連絡・調整ができない
- ③重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当し、重度訪問介護など他の障害福祉サービスの支給決定を受けた人

### 3 地域生活支援事業

#### (1) 相談支援事業

本市においては、相談支援事業として、障害者相談支援事業、障害児等療育支援事業、地域自立支援協議会、市町村相談支援機能強化事業を行っています。

障害者相談支援事業の内容は、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介などです。本市では、船橋福祉相談協議会に委託して、総合相談窓口「ふらっと船橋」を開設しています。

障害児等療育支援事業は、在宅の重症身体障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児(者)に対し、施設の有する機能を活用し、各種の相談、指導、助言などを行うことにより、障害のある人や障害のある子どもの地域生活を支えることを目的としています。事業の内容は、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、療育機関等施設職員の療育技術指導です。本市では、市の委託により「大久保学園」、「のまる」、「ゆたか福祉苑」、「けいよう」で実施しています。

地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場です。

市町村相談支援機能強化事業は、上記の障害者相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるように、精神保健福祉士など専門的な能力を有する職員を配置し、相談支援機能の強化を図ることを目的とした事業です。

また、本市では、上記の事業の他、障害のあるなしに関わらず、就学前の子どもを対象に、発達に関する相談を実施しています。

こども発達相談センターにおいて、心理発達相談員が子どもの発達に関する相談に応じるとともに、療育施設や保育所などへの巡回相談を行っています。また、必要に応じて療育施設の紹介なども行っています。

ことばの相談室において、言語聴覚士が聞こえの状態や心身・言葉の発達に合わせて相談・助言指導を行い、個々の状態に合わせた親子遊びや個別指導を行っています。

## **(2) コミュニケーション支援事業**

本市では、コミュニケーション支援として、「福祉サービス公社」に委託して、手話通訳者派遣事業、手話通訳者設置事業、要約筆記者派遣事業を実施しています。

手話通訳者派遣事業は、聴覚や音声言語の機能障害のある身体障害者が、意思伝達の仲介者を得られないときに手話通訳者を派遣する事業です。手話通訳者設置事業は、手話通訳者が常駐し、聴覚や音声言語の機能障害のある身体障害者が、市の窓口などでの手話通訳や生活相談を受ける事業です。要約筆記者派遣事業は、手話による意思伝達が困難な聴覚障害者に、要点をメモし、意思を伝達する要約筆記者を派遣する事業です。

## **(3) 日常生活用具給付等事業**

日常生活用具給付等事業は、在宅の障害のある人に対して、自立生活支援用具などの日常生活用具を購入するために必要な費用の給付をすることにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする事業です。

## **(4) 移動支援事業**

移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害のある人や障害のある子どもに対して、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促すことを目的とする事業です。

本市では、個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援である「個別支援」と複数の利用者に対する同時支援である「グループ支援」の2つの類型で実施しています。

支援の内容は、①社会生活上必要不可欠な外出の支援、②余暇活

動などの社会参加のための外出の支援、③通学のための外出の支援、④通所(障害福祉サービスなどの利用)のための外出の支援です。

地域生活支援事業で実施することを機に、児童の保護者からの要望が多かったサービスである③通学のための外出の支援、④通所(障害福祉サービスなどの利用)のための外出の支援を移動支援事業として実施しています。

また、①社会生活上必要不可欠な外出の支援、②余暇活動などの社会参加のための外出の支援においては、移動先での活動支援についても、移動支援事業としてサービスを提供しています。

#### (5) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、地域活動支援センターに通う障害のある人や障害のある子どもに、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進その他の便宜を供与する事業です。

本市では、機能強化事業として、地域活動支援センターⅠ型、地域活動支援センターⅡ型、地域活動支援センターⅢ型を実施します。

地域活動支援センターⅠ型は、創作的活動などの提供や社会との交流促進といった基礎的事業に加え、専門職員を配置し、医療・福祉と地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を行います。また、併せて相談支援事業を実施します。本市においては、NPO法人「船橋こころの福祉協会」が指定管理者として「船橋市地域活動支援センター」を運営しています。

地域活動支援センターⅡ型は、障害のある人の自立の促進、生活の質の向上などを行うことができるように、障害のある人やその介護者の身体状況とその置かれている環境などに応じて入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーションなどを適切かつ効果的に行う事業です。

地域活動支援センターⅢ型は、障害のある人や障害のある子どもに対し創作的活動、生産活動の機会の提供などの支援を行う事業です。

## **(6)その他の事業**

### **福祉ホーム事業**

福祉ホームは、経済的には自立能力がありながら、一般の住宅では生活を営むことが困難な重度の身体障害者に、居室その他の設備を提供するものです。

本市においては、身体障害者福祉ホーム「若葉」があり、指定管理者制度により、社会福祉法人「千葉県福祉援護会」が管理・運営しています。

### **訪問入浴サービス事業**

自宅での入浴が困難な重度の身体障害者に対して、保健衛生の向上と介護者の負担軽減を図るために、簡易浴槽とボイラー設備を搭載した特殊自動車で訪問し、入浴のお世話をしています。

### **更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業**

更生訓練費給付事業とは、肢体不自由者更生施設や身体障害者授産施設などの入所者もしくは通所者に、訓練の効果を上げるため、更生訓練を受けるために必要な費用を支給して、社会復帰の促進を図ることを目的とした事業です。

また、施設入所者就職支度金給付事業とは、肢体不自由者更生施設や身体障害者授産施設などに入所もしくは通所し、訓練を終了し、就職などにより自立する人に対し、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とした事業です。

### **知的障害者職親委託事業**

職親委託事業とは、知的障害者の自立・更生に熱意のある事業経営者などである職親に、障害のある人を預け、食住をともにする中で、生活指導・技能習得訓練をお願いする事業です。

### 生活支援事業

本市では、生活支援事業として、生活訓練等事業を実施しています。生活訓練等事業は、社会福祉法人「愛光」に委託して、中途視覚障害者などの自立と社会参加を促進するため、家庭訪問によるカウンセリングや歩行訓練、点字・音声ワープロ訓練、その他各種の生活相談や訓練を実施しています。

### 社会参加促進事業

本市では、社会参加促進事業として、スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、点字・声の広報等発行事業、奉仕員養成研修事業、自動車運転免許取得・改造助成事業を実施しています。

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業としては、身体障害者福祉センターでアーチェリー教室を開催しています。

点字・声の広報等発行事業としては、障害のある人に、毎月1日・15日に発行される「広報ふなばし」の、点字版又はカセットテープに録音されたものを送付しています。

奉仕員養成研修事業としては、「福祉サービス公社」に委託して、手話通訳者と要約筆記者の不足を解消し、手話通訳者と要約筆記者の派遣事業を円滑に実施するために、手話講習会などを実施し、手話通訳者と要約筆記者を養成しています。

自動車運転免許取得・改造助成事業としては、第1種普通自動車免許を取得した身体障害者手帳所持者、又は戦傷病者手帳所持者に対して、免許取得に要した費用の一部を助成しています。また、身体障害者手帳1～3級の肢体不自由者が、自ら運転する自動車の運転に必要な部分を改造した場合に、その費用の一部を助成しています。

### 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障害のある人や障害のある子どもの日中における活動の場を確保することにより、障害のある人や障害のある子どもの家族の就労支援や、障害のある人や障害のある子どもを日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業です。

### **経過的デイサービス事業**

障害者デイサービスが、平成18年9月末までで事業廃止になったことにより、平成18年9月末までに障害者デイサービスを実施している事業所で、平成18年10月から地域活動支援センターなどに移行することが困難な事業所については、平成19年3月までの経過措置として、障害者に対して日中活動の場(創作的活動など)を提供するために、引き続き事業運営が行えるようになっていたものです。

### **生活サポート事業**

生活サポート事業は、介護給付の支給決定が非該当となった人について、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある人に対して、日常生活に関する支援や家事に対する必要な支援を行う事業です。障害のある人の地域での自立した生活を推進することを目的としています。

## Ⅲ 障害福祉サービス等の提供による 平成23年度の目標値

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(厚生労働省告示第395号)」において、障害福祉計画において必要な障害福祉サービスの量を見込むにあたっては、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、数値目標を設定することが適当である旨が規定されています。

本市では、第1期計画策定時において、障害福祉サービス等の提供を通じて目指す平成23年度における目標値をここにまとめました。第2期計画においても、就労にかかる目標値を除いて変更せず、真に必要なサービスを提供した結果、数値目標を達成できるように努力します。

### 1 地域生活に移行する施設入所者の数

項目		数値	考え方
第1期計画策定時の入所者数(A)		352 人	平成17年10月時点での数値
平成23年度入所者数(B)		374 人	平成23年度末見込み
目標値	削減見込み(A-B)	-22 人 (-6) (%)	入所者の削減数
	地域生活移行数	36 人	施設からグループホーム等に移行する者の数

本市における平成17年10月時点での施設入所者数は352人、平成2

3年度における施設入所者の見込み人数は374人です。ここでいう施設とは、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設です。

厚生労働省の指針では、現施設入所者の1割以上が地域生活に移行することを基本としています。本市においても、第1期計画と同様に、1割の目標を設定し、現施設入所者のうち36人がグループホームなどの地域生活へ移行するように努めます。

また、厚生労働省の指針では、平成23年度における入所者数を、現入所者数から7%以上削減することを基本としています。しかしながら本市においては、現施設入所者がグループホームなどへ居住の場を移しても、その分、それまで施設に入ることを希望しながら入所できなかった待機者が順次入所していくこと、また精神障害者の入院患者が地域移行する際に、精神障害者生活訓練施設で訓練を受けることを考慮して、平成23年度末の施設入所者は、平成17年10月時点より6%の増加を見込んでいます。

## 2 地域生活に移行する入院精神障害者の数

項目	数値	考え方
退院可能精神障害者数	225 人	第1期計画策定時の人数
平成23年度末までの減少数	225 人	上記のうち平成23年度末までに減少を目指す目標人数

厚生労働省「平成14年患者調査」結果によると、医療的には退院が可能でありながら、就労や居住の場、所得や必要な支援が受けられないなどの社会的な条件の制約や、医療機関の退院促進に向けた体制の遅れなどから退院できない精神科入院患者の数が、全国で約6万9千人とされています。また、千葉県における退院可能精神障害者の数は約2,700人、船橋市圏域における退院可能精神障害者の数は225人と推定されてい

ます。第1期計画においては、平成23年度末までに、退院可能精神障害者225人の減少を目指すこととしていました。

第2期計画においてもこの目標人数は変更せず、退院可能精神障害者の地域移行の推進を図るため、地域での受け皿整備や相談支援体制の充実を図っていきます。

### 3 一般就労に移行する福祉施設利用者の数

項目	数値	考え方
第1期計画策定時の年間一般就労移行者数(A)	9 人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
平成23年度の年間一般就労移行者数(B)	36 人 (400) (%)	第1期計画策定時の4倍以上が目標(B/A)
第1期計画策定時の福祉施設利用者数(C)	677 人	療護施設、更生施設、授産施設、福祉工場、小規模通所授産施設、生活訓練施設が対象
上記(C)のうち平成23年度末までの就労移行支援事業利用者数(D)	196 人 (29) (%)	2割以上の利用を目標とする(D/C)
平成23年度末の就労継続支援事業利用者数(E)	281 人	A型＝雇成型 20人 B型＝非雇成型 261人
上記EのうちA型(雇成型)利用者数(F)	20 人 (7) (%)	現実的に見込まれる数

年間一般就労移行者数とは、福祉施設を退所し、一般就労した障害者の数のことですが、本市における平成17年度の年間一般就労移行者数は9人となっています。そのため、第1期計画においては、平成23年度の年間一般就労移行者数は、平成17年度数値の4倍である36人と見込みました。厚生労働省の指針において、平成23年度の年間一般就労移行

者数は、平成17年度の年間一般就労移行者数の4倍以上を目標としています。

ここでいう福祉施設とは、療護施設、更生施設、授産施設、福祉工場、小規模通所授産施設、生活訓練施設のことで、本市における平成17年10月時点の福祉施設利用者数は677人となっています。

厚生労働省の指針では、平成23年度末までに、現時点の福祉施設利用者のうち2割以上が、就労移行支援事業を利用することを目標としています。本市では、第1期計画において、平成23年度末までに24%の165人と見込んでいましたが、第2期計画においては、その見込みを上方修正し、平成23年度末までに、平成17年10月時点の福祉施設利用者677人のうち29%、196人が就労移行支援事業を利用すると見込んでいます。

厚生労働省の指針では、平成23年度末に、就労継続支援事業の3割が就労継続支援事業A型(雇成型)を利用することを目標としています。

第1期計画においては、平成23年度末の就労継続支援事業のA型(雇成型)とB型(非雇成型)を合わせた利用者数は285人、そのうち就労継続支援事業A型(雇成型)の利用者数は30%、86人と見込みました。

しかしながら、千葉県内において、現在就労継続支援A型(雇成型)を実施する事業所が3箇所しかなく、本市の利用者もいないことから、第2期計画においては、一般就労を本来の目的とし、就労継続支援A型(雇成型)の利用者数については、現実的に見込まれる数としました。平成23年度末の就労継続支援事業のA型(雇成型)とB型(非雇成型)を合わせた利用者数は281人、そのうち就労継続支援事業A型(雇成型)の利用者数は7%、20人と見込んでいます。

#### 4 国の指針における目標値

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(厚生労働省告示第395号)」における平成23年度における目標値は、以下の通りです。

項 目		目 標 値
1	入所者の地域生活への移行	第1期計画策定時の施設入所者数の1割が地域生活に移行
2	入所者数の削減	平成23年度末の施設入所者数を第1期計画策定時の施設入所数から7%以上削減
3	就労移行の促進	
①	福祉施設から一般就労への移行	平成17年度実績の4倍以上
②	就労移行支援事業の利用者	第1期計画策定時の福祉施設利用者の2割以上が利用
③	就労継続支援事業の利用者	平成23年度末に就労継続支援事業の3割がA型を利用

## IV 障害福祉サービスの見込み量と市の施策

### 1 指定障害福祉サービス

#### (1) 訪問系サービス

第1期計画の見込み量及び実績(上段が第1期計画の見込み量、下段が実績)

サービス		18年度	19年度	20年度	23年度	単位
訪問系サービス	居宅介護	14,599	17,085	19,571	27,029	延べ支給時間/月
	重度訪問介護	13,977	18,219	20,832		
	行動援護	367	445	523	757	支給人数/月
	重度障害者等包括支援	338	458	513		

訪問系サービスについては、第1期計画において、平成18年10月からの障害福祉サービス支給決定情報を基に、過去の居宅介護の支給人数と支給時間の伸びを加味して、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援をまとめて訪問系サービスとして見込み量を設定しました。平成23年度における訪問系サービスの支給人数は757人、月間延べ支給時間は27,029時間としており、実績においてもほぼ見込み量どおりとなっています。

## 第2期計画の見込み量

サービス		21年度	22年度	23年度	単位
訪問系サービス	居宅介護	14,836	17,277	19,686	(上段) 延べ支給 時間/月  (下段) 支給人数 /月
		468	545	621	
	重度訪問介護	7,079	7,514	7,950	
		65	69	73	
	行動援護	1,723	1,885	2,047	
		53	58	63	
	重度障害者等包括支援	0	0	0	
		0	0	0	
	合計	23,637	26,676	29,682	
		586	672	757	

第2期計画においては、訪問系サービスの各事業を平成20年度までの実績によって、それぞれ見込み量を設定しています。

居宅介護、重度訪問介護、行動援護については、障害者自立支援法の施行により、精神障害者もそのサービスの対象に含まれたこともあり、その実績は年々増加しており、今後においても地域生活へ移行する人の増加などから、そのサービス量は伸びていくものとして見込みました。重度障害者等包括支援については、これまで利用実績がなく、その利用要件や、従事者要件の厳しさなどから、今後も利用は見込めない状況となっています。訪問系サービス全体としては、実利用人員は第1期計画どおりの見込み量としましたが、1人あたりの支給決定時間数が増加傾向にあることから、延べ支給決定時間数は第1期計画より多い見込み量となっています。今後も利用者や事業者に対して制度の周知と事業内容の説明を十分に行い、サービス利用の促進を図っていきます。

## (2) 日中活動系サービス I

日中活動系サービスのうち、児童デイサービス、短期入所、療養介護のサービス支給見込み量を日中活動系サービス I にまとめています。

## 第1期計画の見込み量及び実績(上段が第1期計画の見込み量、下段が実績)

サービス		18年度	19年度	20年度	23年度	単位
日中活動系サービス	児童デイサービス	2,153	2,153	2,153	2,153	延べ支給 日数/月
		2,279	3,094	3,363		
		125	125	125	125	支給人数 /月
		130	174	188		
	短期入所	9,300	9,586	9,872	10,730	延べ支給 日数/月
		9,022	10,128	10,721		
		624	661	698	809	支給人数 /月
		613	688	713		
	療養介護	274	426	578	912	延べ支給 日数/月
		124	124	124		
		9	14	19	30	支給人数 /月
		4	4	4		

児童デイサービスについて第1期計画では、過去の実績において、継続的な支給量の伸びが確認できなかったことから、平成23年度まで現在の水準を維持するものとして見込み量を定めましたが実施事業者が増加したことから、見込み量を上回る実績となっています。

短期入所については、平成18年10月の支給決定情報を基に、過去の短期入所の支給人数と支給日数の伸びを加味して見込み量を算出しまし

た。実績としては、支給決定者数全体の増加に伴い、年々増加傾向にあり、第1期計画の見込み量を上回っています。

療養介護は、進行性筋萎縮症者措置費の対象者と重症心身障害児施設の過齢児が順次移行していくものとして見込み量を設定しましたが、実際には療養介護へ移行する施設がなく、実績は横ばいとなっています。

### 第2期計画の見込み量

サービス		21年度	22年度	23年度	単位	
日中活動系サービス	児童デイサービス	3,627	3,627	3,906	(上段) 延べ支給 日数/月	
		195	195	210		
	短期入所	10,951	11,407	11,862		(下段) 支給人数 /月
		745	776	807		
	療養介護	124	124	155		
		4	4	5		

児童デイサービスは、本市においては、就学前の幼児を対象とした施設が多いため、利用する児童の卒業や入学により、サービス量の継続的な伸びが見込めませんが、児童デイサービスは障害のある子どもの居場所として、重要な役割を果たすことから、今後充実を図ることとして、増加を見込んでいます。

短期入所については、過去の実績からも、今後増加していくものとして見込み量を設定しました。1人あたりの支給日数が増加していることから、延べ支給日数は、第1期計画の見込み量を上回っています。今後も需要増へ対応するとともに、緊急時や重度障害者の利用希望に対処するため、さらに内容の充実を検討します。

療養介護については、今後もこの事業に移行予定の施設がないため、伸びが見込めない状況です。

**(3) 日中活動系サービスⅡ**

日中活動系サービスのうち、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)のサービス支給見込み量を日中活動系サービスⅡにまとめています。

**第1期計画の見込み量及び実績(上段が第1期計画の見込み量、下段が実績)**

サービス		18年度	19年度	20年度	23年度	単位
日中活動系サービス	生活介護	2,515	6,681	7,729	14,384	延べ支給 日数/月
		2,116	4,784	6,118		
		96	255	295	549	支給人数 /月
		92	208	266		
	自立訓練(機能訓練)	26	262	288	341	延べ支給 日数/月
		0	23	253		
		1	10	11	13	支給人数 /月
		0	1	11		
	自立訓練(生活訓練)	262	629	786	2,122	延べ支給 日数/月
		230	230	276		
		10	24	30	81	支給人数 /月
		10	10	12		

これら3事業について第1期計画では、千葉県内と船橋市内における福祉施設の新体系サービスへの移行計画を基に、福祉施設利用者が毎年どのくらい障害福祉サービスの各事業に移行していくか、また、障害者デイサービスと小規模福祉作業所の新体系サービスへの移行状況なども考慮して見込み量を設定しました。しかし実績としては、予定よりも新体系サービスへの移行が進んでおらず、第1期計画の見込み量を下回っています。

す。自立訓練(機能訓練)については、市でプロポーザルを行い、市内に実施事業所ができたため、ほぼ見込み量どおりの実績となっています。

### 第2期計画の見込み量

サービス		21年度	22年度	23年度	単位
日中活動系サービス	生活介護	6,555	7,406	12,443	(上段) 延べ支給 日数/月
		285	322	541	
	自立訓練(機能訓練)	437	506	805	
		19	22	35	
	自立訓練(生活訓練)	391	460	1,886	
		17	20	82	

第2期計画においてもこれらの各事業については、千葉県内と船橋市内における福祉施設等の新体系サービスへの移行計画を基に、見込み量を設定しています。生活介護、自立訓練(生活訓練)については、平成23年度に新体系サービスへ移行を予定している事業者が多く、平成22年度まではあまり伸びが見込めません。平成23年度の見込み量については、第1期計画の見込み量とほぼ同水準となっています。自立訓練(機能訓練)については、実施事業者の増加を見込み、第1期計画を上回る見込み量を設定しています。

新体系サービスへの移行を円滑に進めるため、本市においては、厚生労働省や千葉県からの新体系サービスへの移行促進策などの動きに迅速に対応し、市内施設に対して、新体系サービスへの移行に対する支援をしていきます。

## (4) 日中活動系サービスⅢ

日中活動系サービスのうち、就労移行支援、就労継続支援A型(雇用型)、就労継続支援B型(非雇用型)のサービス支給見込み量を日中活動系サービスⅢにまとめています。

## 第1期計画の見込み量及び実績(上段が第1期計画の見込み量、下段が実績)

サービス		18年度	19年度	20年度	23年度	単位
日中活動系サービス	就労移行支援	286	814	924	2,420	延べ支給 日数/月
		575	713	989		
		13	37	42	110	支給人数 /月
		25	31	43		
	就労継続支援A型 (雇用型)	44	88	396	1,892	延べ支給 日数/月
		0	0	0		
		2	4	18	86	支給人数 /月
		0	0	0		
	就労継続支援B型 (非雇用型)	154	1,232	1,826	4,378	延べ支給 日数/月
		276	1,035	1,955		
		7	56	83	199	支給人数 /月
		12	45	85		

これら3事業についても第1期計画では、福祉施設や小規模福祉作業所の新体系サービスへの移行状況などに基づいて見込み量を算出しました。就労移行支援、就労継続支援B型(非雇用型)については、ほぼ第1期計画どおりの実績になっていますが、就労継続支援A型(雇用型)については、第1期計画において、平成23年度末には就労継続支援事業利用者のうちA型利用者の割合を3割にするという目標から、平成23年度末の

見込み量を86人、1892日と設定しましたが、就労継続支援A型(雇用型)を実施する事業所が千葉県内においても3箇所しかなく、本市の利用者もない状況にあります。

### 第2期計画の見込み量

サービス		21年度	22年度	23年度	単位
日中活動系サービス	就労移行支援	1,173	1,242	2,944	(上段) 延べ支給 日数/月
		51	54	128	
	就労継続支援A型 (雇用型)	230	345	460	(下段) 支給人数 /月
		10	15	20	
	就労継続支援B型 (非雇用型)	2,737	3,289	6,003	
		119	143	261	

第2期計画においては、第1期計画にて設定した平成23年度末には就労継続支援事業利用者のうちA型利用者の割合を3割にするという目標を修正し、一般就労を本来の目的とすることから、就労継続支援A型(雇用型)の人数は第1期計画より下方修正しています。ただし、この日中活動系サービスⅢの就労支援事業全体としては、第1期計画の見込み量を上回るよう設定しています。

市としては、就労支援に関する知識や経験のない事業者の移行もあることから、適切な支援を行えるよう情報提供や人材育成を図っていきます。

## (5) 居住系サービス

## 第1期計画の見込み量及び実績(上段が第1期計画の見込み量、下段が実績)

サービス		18年度	19年度	20年度	23年度	単位
居住系サービス	共同生活介護 共同生活援助	78	89	112	214	支給人数 /月
		72	88	111		
	施設入所支援	37	173	199	374	
		8	43	82		
	旧体系入所施設	324	195	170	0	
		334	289	253		

第1期計画においては、平成17年10月時点での施設入所者数352人のうち36人を、平成23年度末までに共同生活介護(ケアホーム)と共同生活援助(グループホーム)に移行することを目標としました。また、施設に入所できなかった人がグループホーム等に入居する場合や、直接グループホーム等を希望して入居する場合の自然増を見込んで、平成23年度におけるグループホーム等の支給人数は214人としました。実績を見るとほぼ見込み量どおりとなっています。

施設入所者数については、入所施設の地域移行分は待機者で埋まり、それに加え、精神障害者の入院患者が退院する際、生活訓練施設を利用することを考慮すると、施設入所者数の削減は見込めないことから、平成23年度における施設入所支援の支給人数は374人と見込んでいました。しかし、旧体系入所施設の新体系サービスへの移行が予定より進んでおらず、施設入所支援の実績はあまり伸びていない状況にあります。

## 第2期計画の見込み量

サービス		21年度	22年度	23年度	単位
サービス 居住系	共同生活介護 共同生活援助	143	178	214	支給人数 ／月
	施設入所支援	104	121	374	
	旧体系入所施設	245	240	0	

第2期計画においては、平成23年度の見込み量について、第1期計画の数値を踏襲し、国の指針の中で示されている平成17年10月時点での施設入所者数の1割以上が地域生活に移行することを目標とします。

その推進のため、グループホーム等を整備する事業者に対して、整備費の一部を補助します。

また、入所施設の待機者や高齢化により在宅での生活が困難となった人たちが、施設に入るのではなく、そのまま地域で暮らしていけるような社会資源の整備を図っていきます。

## 2 指定相談支援

### 第1期計画の見込み量及び実績(上段が第1期計画の見込み量、下段が実績)

サービス	18年度	19年度	20年度	23年度	単位
相談支援	37	38	57	68	支給人数/月
	1	20	27		

指定相談支援について、第1期計画では、施設や病院からの地域移行が進む平成20年度から指定相談支援の支給決定者が増加することになり、平成23年度における指定相談支援の支給人数は68人になると見込みました。しかし、利用要件などの問題から実績は伸びていない状況です。

### 第2期計画の見込み量

サービス	21年度	22年度	23年度	単位
相談支援	42	55	68	支給人数/月

第2期計画においては、この事業の対象者の拡大や、精神障害者の入院患者が地域移行する際に利用が予想されることから、今後利用実績は伸びていくものとして、平成23年度の見込み量は、第1期計画の数値と同様に設定しました。

地域自立支援協議会を中心にケアマネジメント体制の整備を図り、相談支援の充実に努めていきます。

## V 地域生活支援事業の見込み量と市の施策

### (1) 相談支援事業

#### 第1期計画の見込み量と実績(上段が第1期計画の見込み量、下段が実績)

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度	単位	
障害者相談支援事業	1	1	1	1	事業実施 箇所数	
	1	1				
地域自立支援協議会	1	1	1	1		
	1	1				
障害児等療育支援事業	4	4	4	4		
	4	4				
市町村相談支援機能強化事業	1	1	1	1		配置人数
	1	1				
子どもの発達に関する相談	2	2	2	2	事業実施 箇所数	
	2	2				
こども発達相談センター	1	1	1	1		
	1	1				
ことばの相談室	1	1	1	1		
	1	1				

障害者相談支援事業については、総合相談窓口「ふらっと船橋」において、障害種別ごとの相談事業者と連携しながら、各種相談に応えました。

障害児等療育支援事業については、「大久保学園」、「のまる」、「ゆたか福祉苑」、「けいよう」の4施設において、施設の有する機能を活用して相談や指導を実施しました。

地域自立支援協議会は、平成19年3月に設置され、協議会の下部組織として、課題別専門部会を設置し、福祉の分野だけでなく、保健、医療、教育、その他の関係する分野と連携し、広い視点から困難ケースや地域の障害福祉について検討しています。

市町村相談支援機能強化事業については、船橋市役所障害福祉課に、精神保健福祉士を1名配置しました。

子どもの発達に関する相談については、こども発達相談センター及びことばの相談室において、子どもの発達に関して心配や悩みを抱える保護者の相談に応えています。

## 第2期計画の見込み量

事業名	20年度	21年度	22年度	23年度	単位
障害者相談支援事業	1	1	1	1	事業実施箇所数
地域自立支援協議会	1	1	1	1	
障害児等療育支援事業	4	4	4	4	
市町村相談支援機能強化事業	1	2	2	2	配置人数
子どもの発達に関する相談	2	2	2	2	事業実施箇所数
こども発達相談センター	1	1	1	1	
ことばの相談室	1	1	1	1	

第2期計画においても、これらの相談支援事業については、第1期計画と同様に継続していきます。

地域自立支援協議会においては、専門部会にて今後も具体的な施策の検討を行っていきます。

市町村相談支援機能強化事業については、配置人数をもう1名増員し、

相談支援体制の強化を図ります。

子どもの発達に関する相談については、こども発達相談センターを基幹として、福祉、保健・医療、教育部門及び児童相談所などの周辺関係機関との連携を強化することで、総合的・一貫性のある療育体制の充実を図っていきます。

なお、住宅入居等支援事業及び成年後見制度利用支援事業については、現時点では実施予定がないため、見込み量の記載はありませんが、今後、環境整備や具体的なあり方について検討を行い、必要性を見極めた上で実施の可否を判断していきます。

## (2)コミュニケーション支援事業

## 第1期計画の見込み量及び実績(上段が第1期計画の見込み量、下段が実績)

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度	単位
手話通訳者派遣事業	20	20	20	24	通訳者登録数
	20	16			
	890	910	930	980	派遣件数 /年
	907	951			
手話通訳者設置事業	2	3	3	3	通訳者設置数
	2	2			
	2,550	2,678	2,812	3,255	相談件数 /年
	2,378	3,606			
要約筆記者派遣事業	25	31	31	37	要約筆記者数
	25	27			
	600	624	648	729	派遣件数 /年
	442	408			

手話通訳者派遣事業、手話通訳者設置事業、要約筆記者派遣事業については、第1期計画では、過去の実績を基に、平成23年度の見込み量を設定しました。実績について、手話通訳者派遣事業は、派遣件数が見込み量を上回っています。手話通訳者設置事業は、平成19年度は相談件数が見込み量よりもかなり上回る状況となっています。要約筆記者派遣事業は、見込み量よりも、派遣件数が下回る実績となっています。

## 第2期計画の見込み量

事業名	20年度	21年度	22年度	23年度	単位
手話通訳者派遣事業	16	20	20	24	通訳者登録数
	930	950	970	980	派遣件数/年
手話通訳者設置事業	2	2	3	3	通訳者設置数
	3,255	3,255	3,255	3,255	相談件数/年
要約筆記者派遣事業	27	33	33	37	要約筆記者数
	531	650	650	729	派遣件数/年

第2期計画では、第1期計画の実績から、手話通訳者派遣事業については、養成講座が終了し、登録者が増加する平成21年度と平成23年度にそれぞれ伸びを見込んで設定しました。手話通訳者設置事業については、現状を維持するものとして見込み量を設定しています。要約筆記者派遣事業については、手話通訳者派遣事業と同様、養成講座終了の時期に合わせて、伸びを見込んで設定しています。

今後も、聴覚障害者の社会活動、社会参加を支援するため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣について拡大を図っていきます。

## (3) 日常生活用具給付等事業

## 第1期計画の見込み量及び実績(上段が第1期計画の見込み量、下段が実績)

用具名	18年度	19年度	20年度	23年度	単位
介護・訓練支援用具	68	78	89	131	延べ給 付件数 ／年
	46	36			
自立生活支援用具	180	205	234	347	
	115	165			
在宅療養等支援用具	52	59	67	99	
	68	83			
情報・意思疎通支援用具	152	173	197	293	
	103	73			
排泄管理支援用具	1,362	1,457	1,559	1,910	
	320	9,079			
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	8	9	10	15	
	10	9			

平成23年度における各日常生活用具の年間延べ給付件数について第1期計画では、過去の日常生活用具の給付件数の伸びから、介護・訓練支援用具が131件、自立生活支援用具が347件、在宅療養等支援用具が99件、情報・意思疎通支援用具が293件、排泄管理支援用具が1,910件、居宅生活動作補助用具(住宅改修費)が15件と見込みました。

日常生活用具給付等事業については、平成18年10月からは、地域生活支援事業に位置づけられました。その中で、平成18年10月からは、排泄管理支援用具のストマ用装具が補装具から日常生活用具に変更になり

ました。平成18年度については、ストマ用装具は補装具として支給されたものが多いため、実績は少なくなっています。また、第1期計画の排泄管理支援用具の見込み量については、第1期計画策定時において、ストマ用装具の取り扱いについて不透明な点もあり、見込み量は少なく設定していましたが、平成19年度は、ストマ用装具がすべて日常生活用具で支給されたため、見込み量より大幅に上回る実績となりました。

### 第2期計画の見込み量及び実績

用具名	20年度	21年度	22年度	23年度	単位
介護・訓練支援用具	38	41	44	47	延べ給 付件数 ／年
自立生活支援用具	182	200	218	236	
在宅療養等支援用具	90	97	104	112	
情報・意思疎通支援用具	78	84	90	96	
排泄管理支援用具	9,454	9,817	10,179	10,542	
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	10	12	13	15	

第2期計画においては、第1期計画の実績と、市内の障害者人口の推移を加味して、見込み量を設定しました。各用具とも、人口の推移に応じて増加していくものとして見込んでいます。

今後も、利用者に対して十分な説明をすることにより、サービス内容の理解を図り、適切な給付に努めます。

用具名	品目
介護・訓練支援用具	特殊寝台、体位変換機、特殊マット、移動用リフト
自立生活支援用具	火災警報器、入浴補助用具、重度身体障害者緊急通報装置等
在宅療養等支援用具	盲人用体温計、盲人用秤、酸素ボンベ運搬車、ネプライザー等
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用拡大読書器、聴覚障害者用通信装置等
排泄管理支援用具	ストマ用装具、特殊便器、収尿器等
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	居宅生活動作補助用具

**(4) 移動支援事業****第1期計画の見込み量及び実績(上段が第1期計画の見込み量、下段が実績)**

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度	単位
移動支援事業	44	46	48	54	実施箇所数
	43	51			
	200	210	220	250	利用者数 ／月
	205	236			
	3,200	3,360	3,520	4,000	延べ利用 時間／月
	2,984	3,840			

第1期計画において、平成23年度における移動支援事業の月間利用者数は250人、月間延べ利用時間は4,000時間と見込みました。また、移動支援事業を実施する事業所については、54箇所になると見込みました。実績では、通学のための外出についても支援の対象となったことなどから、第1期計画の見込み量を上回っています。

**第2期計画の見込み量**

事業名	20年度	21年度	22年度	23年度	単位
移動支援事業	56	61	66	71	実施箇所数
	270	285	300	315	利用者数 ／月
	4,200	4,400	4,600	4,800	延べ利用 時間／月

第2期計画では、今後も利用者数の増加が見込まれることから、第1期計画の見込み量を上方修正し、平成23年度の見込み量を設定しました。市としては、サービス従事者の養成・確保を含め、地域の実情に合わせた形を検討していきます。

## (5) 地域活動支援センター事業

## 第1期計画の見込み量及び実績(上段が第1期計画の見込み量、下段が実績)

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度	単位
地域活動支援センターⅠ型	1	1	1	1	実施箇所数
	1	1			
	38	43	47	58	利用人数 /月
	174	84			
地域活動支援センターⅡ型	0	0	0	1	実施箇所数
	0	0			
	0	0	0	5	利用人数 /月
	0	0			
地域活動支援センターⅢ型	5	17	17	16	実施箇所数
	1	17			
	47	144	147	135	利用人数 /月
	11	161			

※実施箇所数は、本市内における事業所の数。利用者人数は、本市が援護する利用者の数。

第1期計画においては、平成23年度における地域活動支援センターの実施事業所数、月間利用人数はそれぞれ、Ⅰ型が1箇所、58人、Ⅱ型が1箇所、5人、Ⅲ型が16箇所、135人と見込みました。実績を見ると、Ⅰ型については、利用人数が見込み量より多くなっています。Ⅱ型については、現在まで実施事業所がありません。Ⅲ型については、利用人数が見込み量を上回る実績となっています。

## 第2期計画の見込み量

事業名	20年度	21年度	22年度	23年度	単位
地域活動支援センターⅠ型	1	1	1	1	実施箇所数
	98	98	98	98	利用人数 ／月
地域活動支援センターⅡ型	0	0	0	0	実施箇所数
	0	0	0	0	利用人数 ／月
地域活動支援センターⅢ型	19	17	19	19	実施箇所数
	197	188	228	234	利用人数 ／月

第2期計画では、Ⅰ型については、現在の利用実績を維持するものとして設定しました。Ⅱ型については、旧デイサービス事業を実施していた事業者が既に他の事業に移行しており、今後も実施が見込めない状況にあります。Ⅲ型については、今後も小規模作業所からの移行が予想されることから、施設数は増加の見込みです。ただし、現在Ⅲ型の実施事業者が、障害福祉サービス事業への移行も想定されることから、平成23年度見込み量は19箇所、234人としています。

なお、地域活動支援センター等の運営の安定化を図るため、運営費の補助等を継続していきます。

また、「千葉県就労事業振興センター」へ委託している「福祉作業所等の機能を強化する事業」により、地域活動支援センター等の事業振興と受注及び販路の拡大を推進していきます。

(6) その他の事業

第1期計画の見込み量及び実績(上段が第1期計画の見込み量、下段が実績)

事業名		18年度	19年度	20年度	23年度	単位
福祉ホーム事業	身体障害	9	9	9	9	入居者数 ／月
		9	9			
	精神障害	2	2	2	2	
		2	2			
訪問入浴サービス事業		133	146	161	215	延べ利用 件数／月
		112	114			
更生訓練費給付事業		20	20	20	20	利用者数 ／月
		17	12			
施設入所者就職支度金給付事業		2	2	2	2	給付件数 ／年
		0	0			
知的障害者職親委託事業		1	1	1	1	利用者数 ／月
		1	1			
生活訓練等事業		30	32	34	40	延べ利用 件数／月
		33	14			
日中一時支援事業		130	139	149	182	利用者数 ／月
		48	72			

V 地域生活支援事業の見込み量と市の施策

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度	単位
経過的デイサービス事業	52				利用者数 ／月
	74				
生活サポート事業	2	3	4	7	利用者数 ／月
	1	0			
	16	24	32	56	延べ利用 時間／月
	3	0			
社会参加促進事業					
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	1	1	1	1	教室開催 数／年
	1	1			
点字の広報発行事業	20	21	21	22	発行部数 ／月
	21	21			
声の広報発行事業	75	76	77	80	発行部数 ／月
	76	77			
手話通訳者養成事業	40	40	40	40	研修開催 数／年
	35	39			
要約筆記者養成事業	26	26	26	26	研修開催 数／年
	26	27			

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度	単位
自動車運転免許取得事業	10	10	10	10	助成件数 ／年
	2	4			
自動車改造費助成事業	15	15	15	15	
	18	7			

第1期計画における本市が実施するその他の事業のサービス見込み量は、福祉ホーム事業については、身体障害者の入居者数が9人、精神障害者の入居者数が2人です。

訪問入浴サービス事業については、過去の実績と利用件数の伸びを基に算出して、月間延べ利用件数が215件としました。

更生訓練費給付事業については、月間利用者数が20人、施設入所者就職支度金給付事業については、年間給付件数が2件です。

知的障害者職親委託事業については、利用者数が1人です。

生活訓練等事業については、過去の実績と利用件数の伸びを基に算出して、月間延べ利用件数が40件としました。

日中一時支援事業については、平成18年10月の利用実績の見込みを基礎とし、短期入所の過去の実績を加味して、月間利用者数が182人としました。

経過的デイサービス事業については、平成18年度までの事業ですので、平成23年度においては事業廃止としています。

生活サポート事業については、月間利用者数が7人、月間延べ利用時間が56時間としました。

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業におけるアーチェリー教室については、開催数が年1回です。点字の広報については、月間発行部数が22部、声の広報については、月間発行部数が80部としました。

手話通訳者養成研修については、年間開催数が40回、要約筆記者養成研修については、年間開催数が26回です。自動車運転免許取得事業については、年間助成件数が10件、自動車改造費助成事業については、

年間助成件数が15件です。

生活サポート事業は、介護給付の補完的な事業としての位置づけであり、利用者数が7人、延べ利用時間は56時間としました。

実績としては、地域生活支援事業の中で、新たに創設された事業もあることから、見込み量を上回っているもの、ほぼ見込み量どおりのもの、見込み量を下回るものとさまざまです。

## 第2期計画における見込み量

事業名		20年度	21年度	22年度	23年度	単位
福祉ホーム事業	身体障害	9	9	9	9	入居者数 ／月
	精神障害	2	2	2	2	
訪問入浴サービス事業		115	115	115	115	延べ利用 件数／月
更生訓練費給付事業		20	20	20	20	利用者数 ／月
施設入所者就職支度金給付 事業		1	2	2	2	給付件数 ／年
知的障害者職親委託事業		1	1	1	1	利用者数 ／月
生活訓練等事業		30	33	36	40	延べ利用 件数／月
日中一時支援事業		115	135	160	182	利用者数 ／月
経過的デイサービス事業						利用者数 ／月
生活サポート事業		0	1	1	1	利用者数 ／月
		0	6	6	6	延べ利用 時間／月

事業名	20年度	21年度	22年度	23年度	単位
社会参加促進事業					
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	1	1	1	1	教室開催 数／年
点字の広報発行事業	20	21	21	22	発行部数 ／月
声の広報発行事業	75	76	77	80	
手話通訳者養成事業	40	40	40	40	研修開催 数／年
要約筆記者養成事業	26	26	26	26	
自動車運転免許取得事業	7	10	10	10	助成件数 ／年
自動車改造費助成事業	15	15	15	15	

第2期計画においては、第1期計画の実績を踏まえ、必要と思われる数値を見込みました。

日中一時支援事業については、障害のある人だけでなく、障害のある子どもの放課後や夏休みなどの居場所としての活用も可能なことから、今後さらに適切なあり方の検討が必要となっています。地域自立支援協議会の福祉サービス部会などにおいて検討し、内容の充実とともに、日中の居場所の確保を図っていきます。

生活サポート事業については、現在利用している人はいませんが、今後介護給付が非該当となった人で、このサービスを必要とする人に対して、家事に対する必要な援助を行い、自立生活を推進します。

その他の事業についても、障害のある人や障害のある子どもが、地域で自立した生活が営めるように、また社会参加が促進されるよう努めます。

## VI 障害福祉計画の推進

### 1 制度の周知

障害のある人にかかる福祉サービスは、障害者自立支援法の施行により、支援費制度から障害福祉サービスや地域生活支援事業などへと抜本的に改革されました。

この制度について、これまで以上に円滑に事業が実施されるとともに、障害のある人や障害のある子どもが必要とするサービスを受けられるよう、さまざまな広報媒体を多角的に利用し、制度の周知を行い、適切な利用を促進します。

### 2 制度の円滑な実施

総合相談窓口「ふらっと船橋」を中心とした相談事業のネットワークを構築し、さらに市の担当部局、関係行政機関、保健医療機関、教育機関、福祉施設、事業者団体、障害者団体などが連携し、障害福祉サービスや地域生活支援事業の円滑な実施と障害福祉計画の推進を図ります。

### 3 計画達成状況の点検及び評価

障害福祉計画の目標や障害福祉サービスの見込み量を達成するため、毎年度、計画の達成状況の点検と評価を行います。この点検・評価をもとに、計画の見直しや計画推進のための新たな施策を検討していきます。

また、計画作成時及び計画の見直しの際は、船橋市障害者自立支援協議会などや地域住民に対して情報提供を行ない、提言を受けます。